

選挙公報の作成及び配布の流れ（平成29年衆院選の場合）

◇ 比例代表選挙

政党等

紙媒体で
掲載文提出

10月10日

中央選挙管理会

個別の
掲載文原稿

印刷用
原稿

印刷業者

[写真製版により印刷]

印刷用原稿を
各都道府県選管へ
紙媒体で直接交付

10月13日

◇ 小選挙区選挙

候補者

紙媒体で
掲載文提出

10月10日

都道府県選挙管理委員会

印刷用
原稿

印刷業者

選挙公報・
PDFデータ

HP掲載

PDFデータ

選挙公報を
市町村選管へ配布

市町村選挙管理委員会

選挙公報を配布

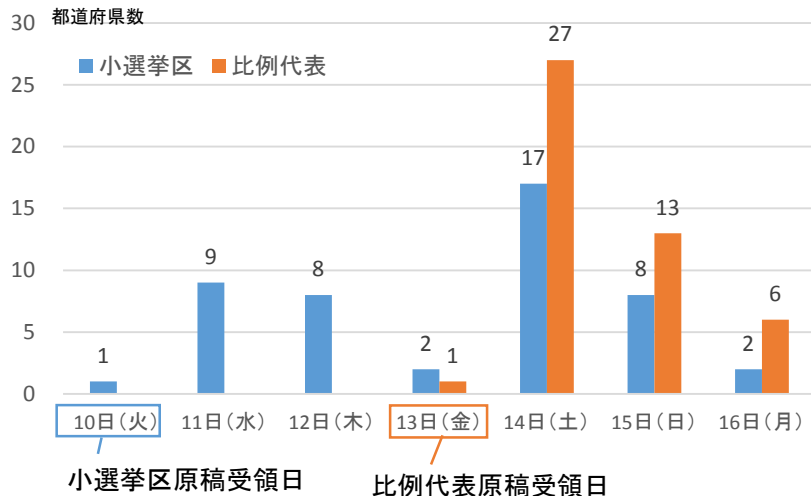
有権者

選挙の
期日前2日
(10月20日)
まで

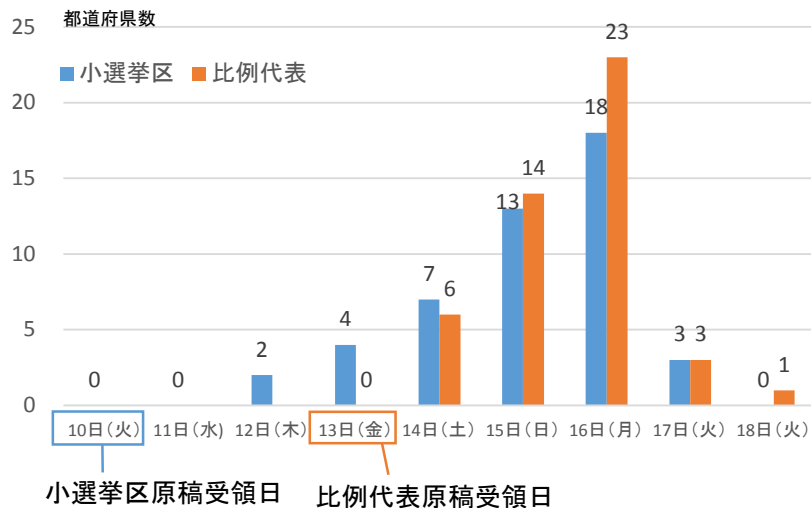
平成29年衆院選における選挙公報の配布等の状況①

1. 選挙公報の配布関係

都道府県の印刷完了日

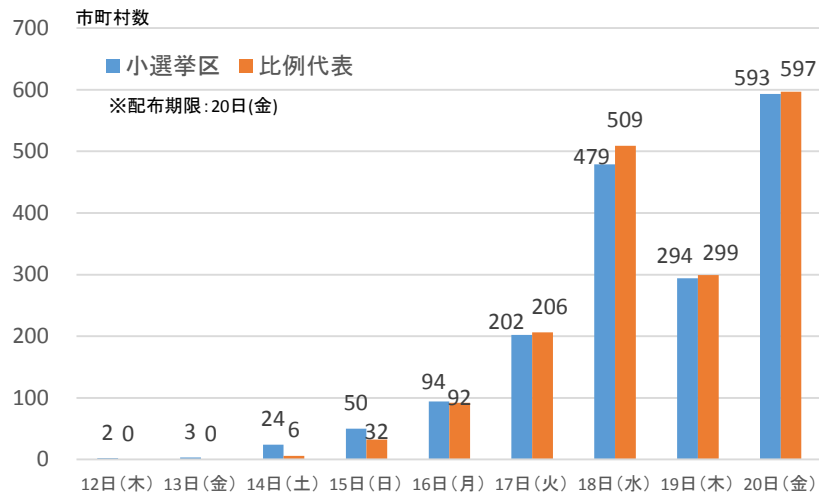


市町村への配布完了日



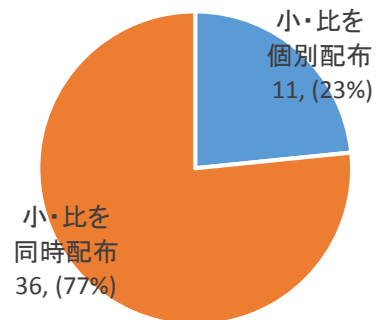
<選挙公報の原稿受領日> 小選挙区: 10月10日(火)
比例代表: 10月13日(金)

各戸への配布完了日



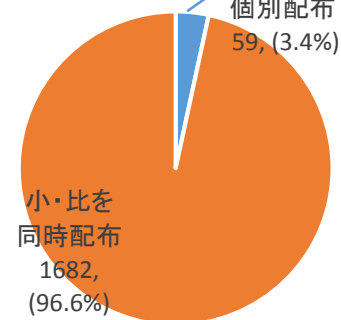
(参考1) 都道府県から市町村への配布

※数字は都道府県の数



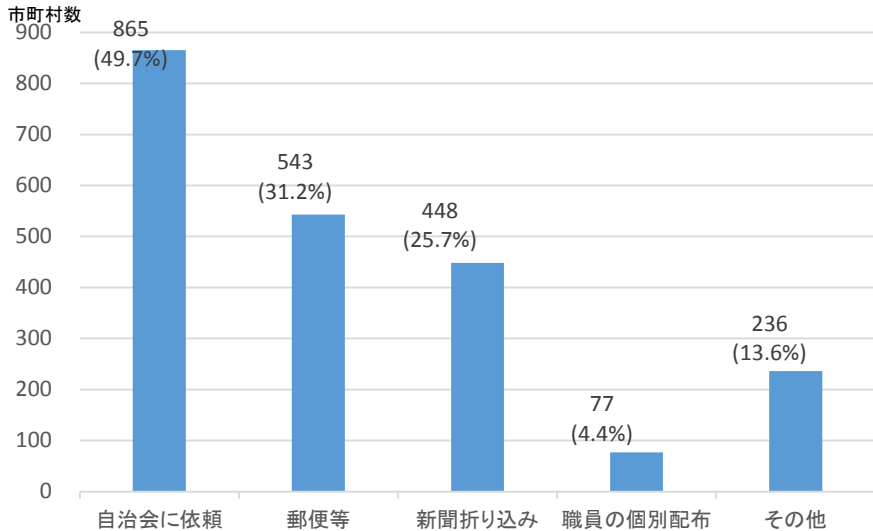
(参考2) 市町村から各戸への配布

※数字は市町村の数



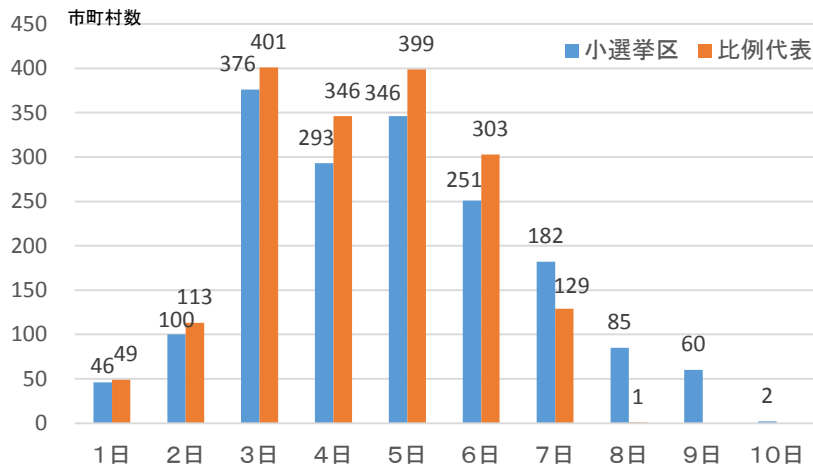
平成29年衆院選における選挙公報の配布等の状況②

配布方法（小選挙区）



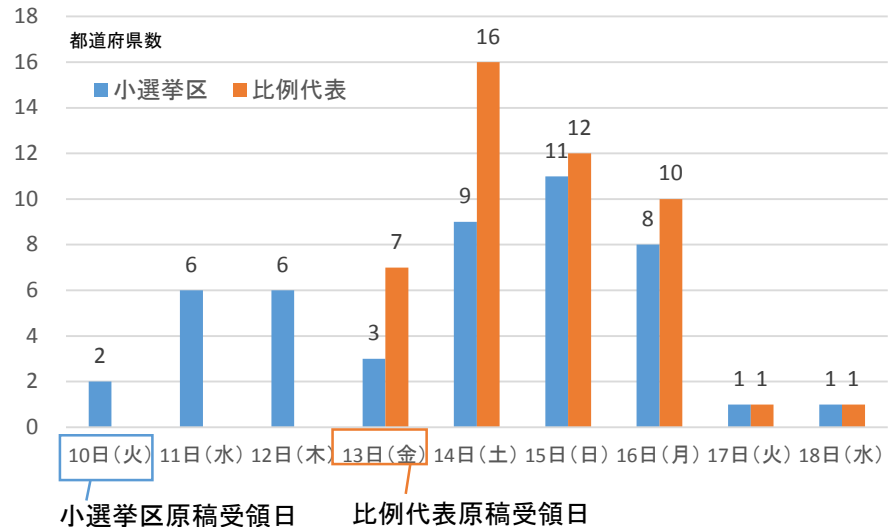
※ %は、全国の市町村に占める割合。
 ※ 複数の配布方法を用いている団体があるため、計は市町村数とは一致しない。
 ※ 「その他」の方法としては、ポスティング業者への委託や広報配布員による配布がある。
 ※ 比例代表においては、新聞折り込み:447、郵便等:544となり、それ以外は小選挙区と同数。
 理由:東京都青ヶ島村は、小選挙区と比例代表で異なる配布方法を用いているため。
 (小選挙区:新聞折り込み、比例代表:郵便等)

(参考)市町村における公報の受領から配布完了までに要した日数



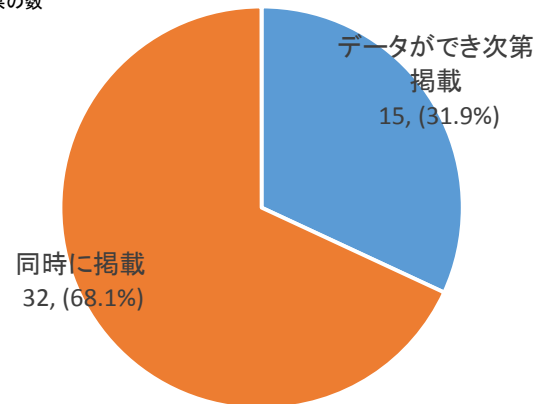
2. 選挙公報の都道府県ホームページへの掲載

掲載日



都道府県ホームページへの小・比の掲載方法

※数字は都道府県の数



選管 HP への選挙公報掲載の際の留意点

1 「選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載に関する質疑応答集について」（平成24年3月29日付け総行選第8号）

問3

選挙公報を選挙管理委員会ホームページに掲載する場合における取扱いは、どのような基準によるべきか。

【答】

以下の点に留意した上で、候補者や名簿届出政党等の平等取扱いに留意した掲載方法の設定、選挙の公正確保のための改竄防止措置の実施に努められたい。

- ・ 選挙公報の掲載順序に従って、そのままホームページに掲載することを基本とすること（掲載はPDFファイルとし、一つのファイルとすること。）。

具体的には、ホームページへのアクセス時の画面表示は、選挙公報のページ単位又は全体となる設定とすること。

（中略）

- ・ ホームページに掲載されたデータの改竄防止策を講じること。
- ・ ホームページに掲載されたデータの改竄や技術的トラブルによる閲覧不能等により選挙の公正を害するおそれがある場合には、速やかにホームページへの掲載を中止する等の措置を講じること。

（後略）

問4

選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載方法について、データ量や有権者の便宜を勘案して、候補者や名簿届出政党等をページ単位でデータを分割して掲載する方法は認められるか。

また、ホームページへのアクセス時における画面表示を、選挙公報のページ単位とした場合、常に選挙公報の1ページ目に掲載された候補者が表示されることとなるが、候補者間の公平性に問題はないか。

【答】

(前段について)

候補者や名簿届出政党等のデータを分割して掲載することは、個々の掲載データが特定の候補者や名簿届出政党等の選挙運動用文書図画と認められるおそれがあることから、選挙公報の掲載順序に従って、そのまま掲載すること(一つのファイルとすること)が適当である。

(後段について)

候補者間の平等取扱いに留意して掲載順序をくじで定めることとしている選挙公報自体と同様の取扱いであり、問題となるものではない。

なお、ホームページへのアクセス時における画面表示は、選挙公報の1ページ目の上段部分等のページの一部分が表示されることは避けるべきであり、選挙公報のページ単位又は全体となる設定とすべきである。

問5

複数の選挙区を設けた選挙については、選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載は、選挙区ごとに行うべきか。また、有権者の混乱を避け、利便性を図るために、ホームページの見出し等において、選挙区名だけでなく選挙区を構成する市町村名を表示することは可能か。

【答】

前後段ともにお見込みのとおり。

2 「衆議院比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報の発行要領について」(平成29年9月29日付け総行管第296号)

二 都道府県選挙管理委員会の措置

4 選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載については、「選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載に関する質疑応答集について」(平成24年3月29日付け総行選第8号)問3のとおり、候補者や名簿届出政党等の平等な取扱いに留意した掲載方法の設定や選挙の公正確保のための改竄防止措置の実施に努めるものとする。(後略)

選挙のお知らせ版の提供の状況

点字又は音声による候補者情報(選挙のお知らせ版)の提供状況

全都道府県において点字版・音声版(カセットテープ・CD、音声コードのいずれか)を配布している。

(単位:都道府県数)

	点字版	音声版	音声版の内訳		
			カセットテープ	CD	音声コード
28年参 (選挙区)	47	47	39	39	19
26年衆 (小選挙区)	47	47	41	32	13

(音声版の内訳は複数回答。)

※提供方法は、直接配布、関係団体・都道府県市区町村関連施設における据置・貸出・閲覧等

平成29年7月2日執行 東京都議会議員選挙

選挙公報掲載申請について

- 選挙公報の掲載文原稿を作成し、掲載写真を用意するにあたり、この冊子に記載されている注意事項をよくお読みください。
- 提出は事前審査の期間内をお願いします。

目 次

	ページ
1 配付書類一覧	2
2 掲載申請について	3
3 掲載文原稿の書き方	5
4 掲載用写真の提出	11
5 点字訳用及び音声用原稿の提出	13
6 提出時における注意事項	18
7 問合せ先	18

平成29年4月
東京都選挙管理委員会事務局

5 点字訳用及び音声用原稿の提出

東京都選挙管理委員会では、視覚障害を有する有権者の方々へ候補者情報を提供するため、選挙公報の全文を可能な限り点字訳した点字版及び音声版（CD・カセット）「選挙のお知らせ」を発行し、各選挙管理委員会や希望者に配布する予定です。

点字版及び音声版「選挙のお知らせ」が、速やかに提供できるよう「点字訳用及び音声用原稿」の提出にご協力をお願いします。

1 提出書類

- (1) 点字版及び音声版「選挙のお知らせ」掲載申請書 1 通
 ア 別途配布する「立候補届出の手引」に綴込みの掲載申請書をご利用ください。
 イ 選挙公報掲載申請書と一緒に提出をお願いします。
- (2) 点字訳用及び音声用原稿 …………… 1 通
 選挙公報掲載文原稿を、A3判に拡大コピーしたものに、「ふりがな」及び読み上げ順序等を付したものを。

2 記載内容

- (1) 候補者や推薦人など氏名、地名、難解な漢字等、固有名詞、複数の読み方ができる漢字には必ず「ふりがな」を付けてください。すべての漢字に付す必要はありません。（総ルビは不要です）

(例)	私	わたし、わたくし	等	とう、など
	施策	しさく、せさく	日本	にほん、にっぽん
	町	まち、ちょう	島	しま、じま、とう
	橋	はし、ばし、きょう	その他	そのた、そのほか
	寺	てら、じ	和美	かずみ、かずよし
	谷口	たにくち、たにぐち	幸男	さちお、ゆきお
	金田	かねだ、かねた	海野	うみの、うんの
	村	そん、むら	河原	かわら、かわはら
	川	がわ、かわ	港	こう、みなと
	山	さん、やま		

(2) 読み上げ順序は、丸数字(①②...)と矢印(→)で記入してください。掲載順序は、視覚障害者の利便性にかんがみ、氏名欄から始め、①氏名、②年齢、③所属党派の順とします。

その後は、本文欄に進みます。本文欄の掲載順序は任意ですが、視覚障害者に理解されやすいよう文意、文脈を損なうことのない順序で記入してください。

(共通)	氏名欄	① 氏名 ② 年齢 ③ 所属党派
(順例)	本文欄	④ 大見出し ⑤ 本文A ⑥ 本文B ⑦ 推薦見出し ⑧ 推薦人名(右から左に ←)、等

(3) 公報原稿に記載されている文章の、点訳による掲載順序を、文章の段落ごと等に番号、矢印等を付して明確に記してください。

(4) 「ふりがな」は、大きくはっきりと書いてください。

(5) ☆、●、◎、※、区切りの意味の／、傍線、傍点、下線などは点字表記の制約等により省略します。政党等のシンボルマークやイラストなども読み上げできません。また、同様に太字、大活字等も点訳上表現できません。

(6) ()、「」、『』、“ ”等のかっこ類は点字表記できますが、見出し語に使用されているかっこ類、飾りとして使用されているものについては省略します。



公職選挙党シンボルマーク

④ →

明るい選挙運動と
農田政治

⑤ →

⑥ →

明るい選挙の実現は、選挙だけを取り離して、
いかにその重要性を強調しても期し得るところではない。
選挙は議会政治の基礎である。
民主政治の根底である、明るい選挙に、
汚れのない一票に、明日の政治がかかっている。

⑩ →

推薦人

- ⑪ ♡ ころおつ た 3う
甲 乙 太 郎
- ♠ おつ やき じ 3う
乙 山 次 郎
- ◆ せんかん はなこ
選 管 花 子
- ◆ しんじやく きぶろう
新 宿 三 郎

⑦ →

明るい選挙運動

⑧ →

明るい選挙運動とどれだけいっても、それが抽象的な政治に
関する呼びかけ、観念的な心構えの強調にとどまる限りは、
ひっきょう空虚な響きをもつに止まって実を結ばないのである。



⑨ →

東京の確かな未来へ あなたの一票 わたしに

写 真 欄

ここに写真をはっては行けません。

別添台紙を利用して下さい。

① ↓

選 せん

挙 きよ

太 た

郎 ろう

② → 4 0

公 職 選 挙 党
公 職 選 挙 党

歳

参照条文

●公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（掲載文の申請）

第百六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において 公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において 衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3、4 （略）

（選挙公報の発行手続）

第百六十九条 （略）

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の 申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し二通を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

4～7 （略）

（選挙公報の配布）

第百七十条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第百十九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第百七十二条の二の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 （略）

●衆議院比例代表選出議員選挙執行規程（平成6年11月29日中央選挙管理会告示第7号）

（掲載の申請）

- 第六条 衆議院名簿届出政党等が法第百六十八条第二項の規定による申請をしようとするときは、別記第四号様式の申請書に中央選挙管理会の交付する別記第五号様式の原稿用紙（以下「原稿用紙」という。）に記載した掲載文を添えてしなければならない。
- 2 前項の申請は、当該申請に係る衆議院名簿届出政党等の代表者又はその選任する選挙公報担当責任者若しくはその代理人（第十四条第三項において「選挙公報担当責任者等」という。）が中央選挙管理会に出向いてしなければならない。

（選挙公報の印刷）

- 第十三条 法第百六十九条第二項に規定する掲載文の写しは、第六条第一項の規定により衆議院名簿届出政党等から提出された掲載文を写真製版により印刷して作成するものとする。
- 2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の掲載文の写しを写真製版により印刷して選挙公報に掲載しなければならない。